

# 令和7年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その4)



目次		
番号	件名	ページ
定県第 112 号議案	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例	1
定県第 113 号議案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	2
定県第 114 号議案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	3
定県第 115 号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	5
定県第 116 号議案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	8
定県第 117 号議案	神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部を改正する条例	9
定県第 118 号議案	認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例	10
定県第 119 号議案	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11
定県第 120 号議案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	12
定県第 121 号議案	一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	14
定県第 122 号議案	神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例	15
定県第 123 号議案	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	16
定県第 124 号議案	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	17
定県第 125 号議案	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例	18
定県第 126 号議案	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例	19
定県第 127 号議案	都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例	21
定県第 128 号議案	工事請負契約の締結について（高相合同庁舎新築工事（電気）請負契約）	22
定県第 129 号議案	工事請負契約の締結について（一般国道134号花水川橋架替（作業用栈橋）工事請負契約）	23
定県第 130 号議案	工事請負契約の締結について（県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期一建築一第1工区）請負契約）	24
定県第 131 号議案	工事請負契約の締結について（県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期一建築一第2工区）請負契約）	25
定県第 132 号議案	工事請負契約の締結について（県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（2期一建築一第2工区）請負契約）	26

番号	件名	ページ
定県第 133 号議案	動産の取得について	27
定県第 134 号議案	指定管理者の指定の変更について (塚山公園)	28
定県第 135 号議案	指定管理者の指定の変更について (保土ヶ谷公園)	29
定県第 136 号議案	指定管理者の指定の変更について (三ツ池公園)	30
定県第 137 号議案	指定管理者の指定の変更について (葉山公園及びはやま三ヶ岡山緑地)	31
定県第 138 号議案	指定管理者の指定の変更について (湘南海岸公園)	32
定県第 139 号議案	指定管理者の指定の変更について (相模湖公園及び相模湖漕艇場)	33
定県第 140 号議案	指定管理者の指定の変更について (城ヶ島公園)	34
定県第 141 号議案	指定管理者の指定の変更について (恩賜箱根公園)	35
定県第 142 号議案	指定管理者の指定の変更について (辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園)	36
定県第 143 号議案	指定管理者の指定の変更について (観音崎公園)	37
定県第 144 号議案	指定管理者の指定の変更について (東高根森林公园)	38
定県第 145 号議案	指定管理者の指定の変更について (相模原公園)	39
定県第 146 号議案	指定管理者の指定の変更について (大磯城山公園)	40
定県第 147 号議案	指定管理者の指定の変更について (七沢森林公园)	41
定県第 148 号議案	指定管理者の指定の変更について (四季の森公園)	42
定県第 149 号議案	指定管理者の指定の変更について (座間谷戸山公園)	43
定県第 150 号議案	指定管理者の指定の変更について (秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター)	44
定県第 151 号議案	指定管理者の指定の変更について (津久井湖城山公園)	45
定県第 152 号議案	指定管理者の指定の変更について (茅ヶ崎里山公園)	46
定県第 153 号議案	指定管理者の指定の変更について (あいかわ公園)	47
定県第 154 号議案	指定管理者の指定の変更について (相模三川公園)	48
定県第 155 号議案	指定管理者の指定の変更について (おだわら諏訪の原公園)	49
定県第 156 号議案	指定管理者の指定の変更について (境川遊水地公園)	50
定県第 157 号議案	指定管理者の指定の変更について (山北つぶらの公園)	51
定県第 158 号議案	県道路線の認定及び廃止について	52
定県第 159 号議案	債権の放棄について	53
定県第 160 号議案	訴訟の提起について	54

番号	件名	ページ
定県第 161 号議案	和解について	55
定県第 162 号議案	当せん金付証票の発売について	56
定県第 163 号議案	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標	57
定県第 164 号議案	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定めることについて	64



## 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に 係る重要な財産を定める条例

(法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産)

第1条 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額)が100万円以上の財産(その性質上同条の規定により処分することが適当でないものを除く。)その他知事が定める財産とする。

(法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産)

第2条 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格の金額(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価額)が1億円以上の不動産(不動産を信託する場合における当該不動産を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。)、動産及び不動産の信託の受益権とする。

### 附 則

この条例は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日から施行する。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方独立行政法人法第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の重要な財産について、所要の定めをしたいので提案するものであります。

## 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表N P O法人かながわ311ネットワークの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人カウンセリングオフィスSARA	横浜市緑区長津田町2,325-1	令和7年1月1日から 令和12年12月31日まで
N P O法人かながわ311ネットワーク	横浜市神奈川区大口仲町194番地 9 横浜妙蓮寺シティハウス107号	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで

### 附 則

- この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定(N P O法人かながわ311ネットワークの項に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表N P O法人かながわ311ネットワークの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表4の3の項(9)中「(46)及び(47)」を「(51)、(52)、(56)及び(57)」に改め、同項(23)中「(73)」を「(81)」に改め、同項中(80)を(88)とし、(50)から(79)までを8ずつ繰り下げ、(49)を(54)とし、その次に次のように加える。

(55) 法第83条の2第2項の規定により、土地改良区連合の解散を認可すること。

(56) 法第83条の2第3項の規定により、一の土地改良区によるその所属する土地改良区連合の権利義務の承継を認可すること。

(57) 法第83条の2第4項の規定により、土地改良区連合については解散する旨、一の土地改良区については定款の変更の内容及び当該土地改良区連合の権利義務を承継する旨を公告すること。

別表4の3の項中(48)を(53)とし、(47)を(52)とし、(46)を(51)とし、(45)を(48)とし、その次に次のように加える。

(49) 法第71条の7の規定により読み替えて適用する法第69条第1項（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、解散命令によって解散した土地改良区に係る財産処分の方法等を認可すること。

(50) 法第71条の7の規定により読み替えて適用する法第71条（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、解散命令によって解散した土地改良区に係る決算報告を認可すること。

別表4の3の項中(44)を(47)とし、(41)から(43)までを3ずつ繰り下げ、(40)の次に次のように加える。

(41) 法第57条の9第1項（法第57条の10及び法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、情報通信環境整備事業の計画（法第57条の10において準用する場合にあっては、情報通信環境整備事業の計画の変更）等を認可すること。

(42) 法第57条の11第1項（法第57条の13及び法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、連携管理保全事業の計画（法第57条の13において準用する場合にあっては、連携管理保全計画の変更）等を認可すること。

(43) 法第57条の12第2項（法第57条の13及び法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、連携管理保全計画（法第57条の13において準用する場合にあっては、連携管理保全計画の変更）等を認可した旨を公告すること。

別表4の4の項中「横浜市」の次に「及び相模原市」を加え、同表16の6の項中「及び山北町」を「、山北町、湯河原町及び愛川町」に改め、同表32の2の項中「市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）」を「平塚市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、大磯町、中井町、箱根町、真鶴町及び愛川町」に改め、同表34の項(1)中「（法第4条第2項の規定により交付する書類にあっては、法第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設を卒業する見込みの者に係るもの）」を削り、同表49の項中「茅ヶ崎市」の次に「（左欄(1)に掲げる事務のうち法第47条及び法第48条の規定による届出に係るものにあっては、横浜市に限る。）」を加え、同表53の項中「（政令）」を「（政令）」及び「（政令）」に改め、「及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）」を削り、(31)及び(32)を削り、「（左欄(31)及び(32)に掲げる事務にあっては、横浜市に限る。）」を削り、同表67の項中「（政令第1条第1項の規定により提出する

書類にあっては、同法第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設を卒業する見込みの者に係るものと除く。)」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の9第1項(同法第57条の10及び第84条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第57条の11第1項(同法第57条の13及び第84条において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第83条の2第2項若しくは第3項に規定する認可の申請に係る同法第57条の9第1項、第57条の11第1項、第57条の12第2項(同法第57条の13及び第84条において準用する場合を含む。)及び第83条の2第2項から第4項までの規定による事務については、改正後の別表4の3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表4の3の項<sup>(49)</sup>及び<sup>(50)</sup>の規定は、施行日以後に土地改良区及び土地改良区連合が土地改良法第135条第1項(第2号に係る部分に限る。)(同法第84条において準用する場合を含む。)の規定による解散命令によって解散した場合について適用する。

4 施行日前にされた土地改良法第76条の5第1項又は第76条の13第1項に規定する認可の申請に係る同法第76条の5第1項及び第3項(同法第76条の16において読み替えて準用する場合を含む。)並びに第76条の13第1項及び第3項の規定による事務については、改正後の別表4の4の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日前にされた農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項、第20条又は第21条第2項に規定する認可又は承認の申請に係る同法第18条第1項及び第7項、第20条並びに第21条第2項の規定による事務については、改正後の別表16の6の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

市町村における持続可能な行政サービスの提供に向け、市町村単位では処理件数が少ない事務権限等が県に返還されるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1 政策局関係の表2の項中

「

用紙1枚につき

10円

を

」

(1) 複写機により用紙に複写した物 を交付する場合 用紙1枚につき 10円
(2) スキャナ（これに準ずる画像読 取装置を含む。以下同じ。）により 読み取ってできた電磁的記録（電 子的方式、磁気的方式その他の 知覚によっては認識することができ ない方式で作られた記録をいう。 以下同じ。）を光ディスクに複写し た物を交付する場合 次に掲げる 金額を合算した金額 ア スキャナで読み取った少額領 収書等の写しに係る用紙1枚につ き 10円
イ 次に掲げる場合の区分に応じ それぞれ次に定める金額 (ア) 当該光ディスクが日本産業 規格X 0606及びX 6281に適 合する直径120ミリメートル の光ディスクの再生装置で再 生することができる光ディス ク（以下「CD-R」という。）で ある場合 CD-R 1枚につき 80円
(イ) 当該光ディスクが日本産業 規格X 6241に適合する直径 120ミリメートルの光ディス クの再生装置で再生するこ とができる光ディスク（以下 「DVD-R」という。）である場 合 DVD-R 1枚につき 160円

に

」

改め、同表3の項中「又は」を「、」に改め、「政治資金監査報告書」の次に「又は同法第19条の14の2第4項の規定による確認書」を加え、

「

用紙1枚につき

10円

を

」

(1) 複写機により用紙に複写した物  
を交付する場合 用紙1枚につき  
10円

(2) スキャナにより読み取ってでき  
た電磁的記録を CD-R に複写した  
物を交付する場合 CD-R 1枚につき  
80円

(3) スキャナにより読み取ってでき  
た電磁的記録を DVD-R に複写し  
た物を交付する場合 DVD-R 1  
枚につき  
160円

に

」

改め、同表中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定 に基づく都道府県提出文書の写しの交付	都道府県提出文 書の写しの交付 手数料	(1) 複写機によ り用紙に複写 した物を交付 する場合 用 紙1枚につき 10円 (2) スキャナに より読み取っ てできた電磁 的記録を CD -R に複写し た物を交付す る場合 CD- R 1枚につき 80円 (3) スキャナに より読み取っ てできた電磁 的記録を DV D-R に複写し た物を交付す る場合 DV D-R 1枚につ き 160円
--	---------------------------	---

別表の5 福祉子どもみらい局関係の表1の項中「保育士の登録」を「保育士登録」に改め、同表  
中6の項を9の項とし、5の項を8の項とし、4の項を7の項とし、3の項を4の項とし、同項の次  
に次のように加える。

5 児童福祉法施行令第20条の6において準用する同令第17条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の書換え交付	地域限定保育士登録証書換え交付手数料	1,600円
6 児童福祉法施行令第20条の6において準用する同令第18条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の再交付	地域限定保育士登録証再交付手数料	1,100円

別表の5 福祉子どもみらい局関係の表中2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 児童福祉法第18条の33第3項の規定に基づく地域限定保育士登録の申請に対する審査	地域限定保育士登録申請手数料	4,200円
--	----------------	--------

別表の8 県土整備局関係の表41の2の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率の特例の」を「容積率等の特例の」に、「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率等の特例許可申請手数料」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表の5 福祉子どもみらい局関係の表の改正規定 公布の日
- (2) 別表の8 県土整備局関係の表41の2の項の改正規定 令和8年4月1日

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### (提案理由)

政治資金規正法の一部改正に伴い、国会議員関係政治団体が収支報告書の提出にあたり添付することとなった確認書の写しの交付について、手数料徴収に係る事務を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第23条中「令和6年度から令和8年度まで」を「令和9年度から令和13年度まで」に改め、同条第1号中「100分の4.025」を「100分の4.018」に、「100分の2.025」を「100分の2.018」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第23条の規定は、令和9年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和8年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、個人の県民税の超過課税措置の適用期間を延長するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例 の一部を改正する条例

神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例（平成18年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表の1 入園料金の表中

「 「」」

1人につき	1,010円
同	760円
同	500円

を

1人につき	1,500円
同	1,200円
同	800円

に改め、別表の2 会

議室利用料金の表中「110円」を「500円」に改め、別表の3 駐車場利用料金の表中

「 「」」

1回につき	520円
同	1,570円

を

1回につき	1,000円
同	3,000円

に改める。

### 附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立花と緑のふれあいセンターの利用に係る利用料金について、改正後の別表の規定の例により、神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例第12条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

花と緑のふれあいセンターの経営改善に向け、利用料金の上限額の引上げを行うため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 認定こども園の要件を定める条例の一部を 改正する条例

認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア中「第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 裕 治

### （提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、認定こども園に配置する保育士に地域限定保育士を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 幼保連携型認定こども園の学級の編制、 職員、設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項の表備考1中「第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」に改める。

第20条中「児童福祉法第33条の10各号」を「法第27条の2第1項各号」に改め、「当該」を削る。

附則第4項中「10年」を「12年」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 裕 治

### （提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、幼保連携型認定こども園に配置する副園長の資格要件に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第15条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を、「当該健康診断」及び「同表の左欄に掲げる健康診断」の次に「等」を加え、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診査
-----------------------------	--------------------------------------

第25条中「乳児又は幼児（以下「」及び「」という。）」を削る。

第27条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削り、同条第6項中「保育士（）の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第29条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第29条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第37条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第37条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第38条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第57条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第58条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第59条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条第2項中「（昭和23年厚生省令第11号）別表」を「別表第1」に改める。

第91条第5項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第92条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第92条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第99条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第100条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第100条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第101条第1項第3号の次に次の2号を加える。

(3)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(3)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第102条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附則第9項中「第81条第3項」を「第81条第4項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第10条、第15条第2項、第25条及び第27条第6項の改正規定並びに附則第9項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### (提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、乳児院等に配置する保育士に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 一時保護施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年神奈川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第1項中「保育士（）の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加え、「第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る」を「第12条の5第2項に規定する」に改め、「国家戦略特別区域限定保育士」の次に「を含む」を加える。

第21条第1項第3号の次に次の1号を加える。

（3）の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第21条第2項中「（昭和23年厚生省令第11号）別表」を「別表第1」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第13条及び第18条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、一時保護施設に配置すべき保育士に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例 の一部を改正する条例

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表神奈川県立中井やまゆり園の項を削る。

### 附 則

この条例は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日から施行する。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立等に伴い、神奈川県立の障害者支援施設に関する規定から神奈川県立中井やまゆり園を削除するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「保育士（）の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第34条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を、「当該健康診断」及び「同表の左欄に掲げる健康診断」の次に「等」を加え、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診査
----------------	--

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、指定児童発達支援等の事業を行う者が当該事業所に配置すべき保育士に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「保育士（）の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第6条第3項第3号中「幼児（）の次に「第29条第2項の表及び」を加える。

第29条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を、「当該健康診断」及び「同表の左欄に掲げる健康診断」の次に「等」を加え、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診査
-------------	--------------------------------------

第43条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、地域限定保育士制度が創設されたことに伴い、指定福祉型障害児入所施設等に配置すべき保育士に地域限定保育士を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県都市公園条例の一部を改正する 条例

神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1秦野戸川公園の項中「少年野球場」を「軟式野球場」に改める。

別表第5秦野戸川公園の項中

「

少年野球場	1時間	470円	を
」			

「

軟式野球場	1時間	1,070円	に改める。
」			

### 附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 神奈川県都市公園条例第31条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の公園施設の利用に係る利用料金について、この条例による改正後の別表第5の規定の例により、神奈川県都市公園条例第35条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

秦野戸川公園の少年野球場の規格変更に伴い、同野球場の名称変更を行うとともに、利用料金の上限額の引上げを行うため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 神奈川県建築基準条例の一部を改正する 条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「災害危険区域等における」を「崖付近の」に、「第2条の2～」を「第3条・」に改める。

第1条中「第39条第1項の規定による災害危険区域の指定、同法第39条第2項、」を削る。

第2章の章名中「災害危険区域等における」を「崖付近の」に改める。

第2条の2及び第2条の3を削る。

第3条の見出し中「がけ附近」を「崖付近」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「高さ3メートルを超えるがけの下端（がけの下にあつては、がけの上端）」を「崖（勾配が30度を超える傾斜地であつて、高さが2メートルを超えるものに限る。以下同じ。）の下端」に、「がけの高さ」を「崖の高さ」に、「特別警戒区域内」を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域内」に、「がけの形状」を「崖の形状」に改め、同項第1号中「がけ」を「崖」に改め、同項第2号中「がけ」を「崖」に、「2.5メートル」を「1メートル」に、「こう配が45度」を「勾配が30度」に、「しば」を「芝」に、「おおつた」を「覆つた」に改め、同条第2項中「がけの」を「崖の」に、「がけに」を「崖に」に、「がけくずれ」を「崖崩れ」に、「うける」を「受ける」に、「がけと」を「崖と」に改め、同条第3項中「高さ3メートルをこえる」を削り、「がけ」を「崖」に、「排水こう」を「排水溝」に改める。

第4条の2第1項の表4の項中「第53条第3項各号」を「第53条第2項各号」に改める。

第36条第1項中「興行場等」の次に「（集会場にあつては、客席の床面積の合計が100平方メートル以上のものに限る。）」を加える。

第48条第1項中「合計」の次に「（同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

第52条の4中「照明設備」の次に「又は照明用コンセント設備」を加える。

第52条の6第2項第1号中「農道その他これに類する公共の用に供する道又は政令第144条の4第1項各号に掲げる基準及び第52条の17の2の規定による」を「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第10条の3第1項に掲げる基準及び第52条の17の2第1項の」に、「延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅」を「省令第10条の3第3項の基準に適合するもの」に改め、同項第2号中「次に掲げる基準のいずれか」を「省令第10条の3第4項の基準」に改め、同号アからウまでを削る。

第52条の18の2中「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第53条第1項中「（第2条の2及び第2条の3の規定を除く。）」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第59条第1項中「第2条の3、」を削る。

### 附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第36条第1項、第48条第1項、第52条の

- 4、第52条の6第2項及び第52条の18の2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、避難が容易な小規模の集会場における廊下等の設置義務を緩和するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 都市計画法第34条第12号の規定による 開発許可等の基準を定める条例の一部 を改正する条例

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例（平成13年神奈川県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条中「ものは」の次に「、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号（政令第8条第1項第2号ロに掲げる土地の区域に係る部分に限る。）に掲げる区域のうち知事が別に定める区域（これらの区域のうち災害の防止その他の事情を考慮して安全上又は避難上支障がないと認められる区域を除く。）を除く区域における開発行為であって」を加え、同条第1号中「直系血族」の次に「又は配偶者」を加える。

第3条中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第4条中「ものは」の次に「、政令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号（政令第8条第1項第2号ロに掲げる土地の区域に係る部分に限る。）に掲げる区域のうち知事が別に定める区域（これらの区域のうち災害の防止その他の事情を考慮して安全上又は避難上支障がないと認められる区域を除く。）を除く区域における建築物であって」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可及び同法第43条第1項の許可（以下「開発許可等」という。）の申請について適用し、同日前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### （提案理由）

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、市街化調整区域における土砂災害警戒区域等の災害リスクが高いエリア内の開発許可等について、神奈川県開発審査会の審議を経ることとするなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

高相合同庁舎新築工事（電気）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 株式会社光陽電業社  
代表取締役 小川公利
- 2 請負契約金額 8億6,434万2,930円

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

（提案理由）

高相合同庁舎新築工事（電気）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

一般国道134号花水川橋架替（作業用桟橋）工事請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 熊谷・関東緑地土木・共栄特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社熊谷組横浜営業所  
所長 竹中克司

2 請負契約金額 11億5,470万1,130円

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

（提案理由）

一般国道134号花水川橋架替（作業用桟橋）工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期一建築ー第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社エス・ケイ・ディ

代表取締役 長谷川 辰巳

2 請負契約金額 10億3,321万4,160円

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期一建築ー第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期一建築－第2工区）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体

代表者 大野土建株式会社

代表取締役 大 野 攻

2 請負契約金額 9億4,423万8,460円

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（2期一建築－第2工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 工事請負契約の締結について

県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（2期一建築一第2工区）請負契約を次により締結するものとする。

1 請負契約者名 亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体

代表者 亀井工業株式会社

代表取締役 亀井 信幸

2 請負契約金額 10億4,988万4,440円

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（2期一建築一第2工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

## 動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 都道府県備蓄用ラピアクタ点滴静注液バイアル150mg
- 2 契 約 者 名 塩野義製薬株式会社  
代表取締役会長兼社長C E O 手代木 功
- 3 契 約 金 額 1億4,011万5,679円

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（ラピアクタ）買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第87号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 塚山公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

塚山公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第88号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 保土ヶ谷公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

保土ヶ谷公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第89号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 三ツ池公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

三ツ池公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第90号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 葉山公園及びはやま三ヶ岡山緑地
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

葉山公園及びはやま三ヶ岡山緑地の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第91号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 湘南海岸公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

湘南海岸公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年10月15日定県第130号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 相模湖公園及び相模湖漕艇場
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

相模湖公園及び相模湖漕艇場の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第92号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 城ヶ島公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

城ヶ島公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第93号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 恩賜箱根公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

恩賜箱根公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第94号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第95号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 観音崎公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

観音崎公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第96号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 東高根森林公园
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

東高根森林公园の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第97号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 相模原公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

相模原公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第98号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 大磯城山公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

大磯城山公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第99号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 七沢森林公园
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

七沢森林公园の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第100号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 四季の森公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

四季の森公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第101号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 座間谷戸山公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

座間谷戸山公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年10月15日定県第131号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第102号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 津久井湖城山公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

津久井湖城山公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第103号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 茅ヶ崎里山公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

茅ヶ崎里山公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第104号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 あいかわ公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

あいかわ公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年10月15日定県第132号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 相模三川公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

相模三川公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第105号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 おだわら諏訪の原公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

おだわら諏訪の原公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年7月13日定県第106号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 境川遊水地公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

境川遊水地公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 指定管理者の指定の変更について

令和3年10月15日定県第133号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

- 1 施設の名称 山北つぶらの公園
- 2 変更前指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 変更後指定期間 令和4年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

山北つぶらの公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

## 県道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第7条及び第10条の規定により、次のとおり県道路線を認定及び廃止するものとする。

### 1 路線認定

整理番号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地	法第7条第1項該当号
		終 点		
172	戸塚亀井野	横浜市戸塚区	—	5
		藤沢市亀井野		

### 2 路線廃止

整理番号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地	法第7条第1項該当号
		終 点		
54	菖蒲沢戸塚	藤沢市菖蒲沢	—	6
		横浜市戸塚区		

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県道路線の再編を行うため、必要な関連県道路線の認定及び廃止をしたいので、道路法第7条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものであります。

## 債権の放棄について

次の債権を放棄するものとする。

グリーンＩＴ活用産業振興事業委託事業費に係る返還金

債務者名	住所	債権の総額	放棄額	放棄する理由
株式会社アジャイル・パッヂ・ソリューションズ 代表取締役 山本 敏	横浜市中区尾上町五丁目80番地 神奈川中小企業センタービル7階1号室	円 8,786,358	円 8,786,358	債務者の破産
計 1 名		8,786,358	8,786,358	

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 裕 治

(提案理由)

グリーンＩＴ活用産業振興事業委託事業費に係る返還金の債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

## 訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり農業改良資金貸付金の償還請求の訴訟（上訴を含む。）をなすものとする。

1 件 名 農業改良資金貸付金償還請求事件

2 訴訟の相手方

3 請 求 内 容 農業改良資金貸付金の償還請求

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 裕 治

(提案理由)

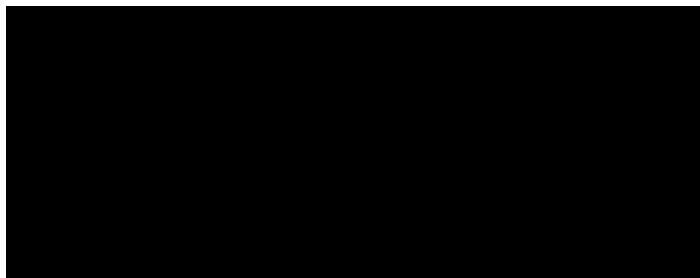
県が貸し付けた農業改良資金の債務者及び連帯保証人に対し、償還請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

## 和解について

民法第695条に基づく和解をするものとする。

1 件 名 県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の償還に伴う連帯保証に係る和解

2 和解の相手方



3 和解金額 3億3,889万7,929円

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の償還に伴う連帯保証に係る和解をしたいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

## 当せん金付証票の発売について

令和8年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを次のとおり発売するものとする。

発売総額250億円以内

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、令和8年度における宝くじの発売について議決を得たいので提案するものであります。

## 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構 中期目標

### 前文

神奈川県（以下「県」という。）は、津久井やまゆり園事件の経験を踏まえて、ともに生きる社会かながわ憲章や「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を制定し、地域共生社会の実現に向けて、当事者目線の障害福祉を推進してきた。

こうした中、県立障害者支援施設は、率先して当事者目線の支援の実現に向けて取り組んでいるが、当事者目線の支援を実践するための改革が十分に進まず、いのちに関わる問題も浮き彫りになっている。こうした支援における課題は、県立障害者支援施設だけではなく、障害者支援施設全体に共通する課題である。

このため、当事者目線の障害福祉の一層の推進に向けては、大学や企業等と連携した研究を通じて、福祉の現場に科学の視点を取り入れ、再現性のある当事者目線に立った支援を確立するとともに、それを実践していく必要がある。

一方で、障害者の望む暮らしを実現するためには、障害福祉サービスに従事する職員をはじめ、地域で暮らす一人ひとりが、障害者の思いや望みへの共感を深め、障害者を含めて地域の中でそれぞれの役割を果たすことを通じて、互いに支え合うことのできる地域をつくる必要があり、それを担う人材の育成が不可欠である。

こうした取組の中で得られた知見は、福祉という枠を超えて社会全体へと波及させることにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会へとつなげていくことが期待されている。

そこで、県は、条例の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的に、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）を設立することとした。

この目的を達成するため、次のとおり中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。

### 第1 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

### 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 当事者目線による地域生活支援の実践

##### (1) 豊かな暮らしづくりの実践

「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」を継承し、中井やまゆり園の利用者（以下「利用者」という。）をはじめとする障害者一人ひとりの豊かな暮らしづくりの実践に取り組むこと。

##### ア 共感に基づくチームでの利用者支援

##### (ア) 共感に基づく支援

利用者の人生、日々の困り事や喜びなどに关心を寄せ、共感し、本人の望みに寄り添った支援に取り組むこと。

(イ) チームによる支援

直接支援に関わる職員だけでなく、多職種や家族等も含むチームによる支援を行うこと。

(ウ) 科学的根拠に基づく当事者目線による支援

障害者的心身状態の見える化や有効な支援に関する研究等（以下「科学的な福祉の研究」という。）の成果を活用した当事者目線による生活支援を実践すること。

(エ) ウェルビーイングを高める組織体制や働き方等の導入

利用者だけでなく、そこで働く職員を含むウェルビーイング（個人や社会のよい状態）を高めていくためにふさわしい組織体制や働き方、研修を含めた人材育成・評価の仕組みを導入すること。その際、職員一人ひとりの価値観や支援に対する考え方等も大切にすること。

イ 日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践

(ア) 利用者の変化と健康への関心の意識付け

中井やまゆり園は利用者の生活空間であるため、日常的な生活支援の場面から、直接支援に関わる職員が利用者の変化と健康に深い関心を持つよう意識付けをすること。

(イ) 科学的根拠に基づく当事者目線による健康管理

科学的な福祉の研究の成果の活用や県の未病施策との連携により、当事者目線による利用者の心身機能の維持向上に取り組むこと。

また、利用者一人ひとりの「いのち」を守るための健康管理の指針や判断基準となる健康管理のガイドラインを定めるとともに、健康管理に関わる専門職を適切に配置し、直接支援に関わる職員と専門職の間における適切な認識や情報の共有及び連携に基づく健康管理を実践すること。

さらに、健康管理のガイドラインは、常にアップデートするとともに、県と連携し、医療リソースが異なる他の障害者支援施設等でも利用できるよう検討し、効果的な実践例等とともに発信すること。

(ウ) 地域における診療体制の充実及び質の向上

県や医療機関等と連携し、地域における知的障害者の診療体制の充実、健康管理・医療の質の向上に取り組むこと。

さらに、地域の障害者の健康支援のため、地域における診療体制等の情報提供に取り組むこと。

ウ 役割をつくるための日中活動の充実

(ア) 地域活動の充実

どんな障害があっても施設での暮らしで完結することなく、地域での日中活動など職住分離を前提として、障害者の可能性と地域における役割を広げる活動の充実に取り組むこと。

(イ) 地域の施設・事業所等との共同事業の実施

地域の施設・事業所等との共同事業として、世代を超えた交流や障害の有無等にとらわれない交流のほか、高齢者やひとり親の孤立、子どもの遊び場の不足などの地域の課題の解消に資するような日中活動に取り組むこと。

(ウ) 科学的根拠に基づく当事者目線による日中活動

日中活動の場を研究と実践のフィールドとして活用し、その成果を生かした日中活動を実践すること。

また、他の施設・事業所等に対して科学的根拠に基づく当事者目線による日中活動の普及に取り組むこと。

エ 暮らしの場の充実と地域生活移行

(ア) 職住分離を基本とする生活の構築

地域における暮らしをつくるため、職住分離を基本とする生活の構築に取り組むこと。

(イ) 地域における暮らしの場の確保

現在の利用者の居場所を必ず確保することを前提に、一人暮らし、自宅や民間グループホーム等への移行に向けた調整に加え、県立グループホームの設置に取り組むこと。

また、医療的ケアや行動障害といった、現在の制度の下で地域における暮らしが難しい状況にある障害者の暮らしの場の充実を図るため、県立グループホームの運営を通じた望ましい暮らしの場やそのための支援のあり方を検証し、県へ報告すること。

(ウ) 地域生活移行の推進

多職種や家族等を含むチームによる意思決定支援に基づき、地域生活体験やピアサポートなどを通じて利用者の望む暮らしの実現に向けて、地域の住民、事業所、相談機関、医療機関及び行政機関等との十分な調整を行うとともに、地域の理解や交流を広げながら、地域生活移行に取り組むこと。

なお、どんな障害があっても望む暮らしを実現できるようにすることを目指し、障害の状態などにより特に地域生活移行が困難と考えられる利用者から積極的に取り組むこと。

地域生活移行スキームを整理し、民間法人や自治体等への普及に取り組むこと。

(エ) 地域生活移行後のフォローアップ

利用者が地域生活移行した後に安心して暮らしていくよう、定期的なフォローアップを行い、必要に応じて短期入所の活用や再び地域で暮らせるようにするための期間を定めた再入所の受入れも行いながら継続的な定着支援に取り組むこと。

(オ) 施設規模の見直し

大規模施設は、管理的、閉鎖的な支援に陥りやすいという構造的な課題があることから、施設規模の見直しを進めること。

(カ) 通過型施設としての役割の確立

通過型施設として、一時的に地域での生活が困難となった障害者について、その人が置かれた環境や必要性を踏まえて、短期、長期にわらず、期間を定めたうえで入所の受入れを行うとともに、家族や地域の関係機関と連携し、再び地域で暮らせるようにするための支援を行うこと。

なお、入所の受入れに至らなかった場合であっても、その家族や地域の関係機関との調整を行うなど、寄り添った支援を行うこと。

こうした通過型施設としての支援のスキームを確立し、他の施設や自治体等への普及に取り組むこと。

(キ) 中井やまゆり園のリノベーションや修繕等の実施

中井やまゆり園が暮らしの場にふさわしい施設であるためのリノベーションや柔軟・迅速な修繕等を実施すること。

(2) 地域とのつながりをつくる連携の実践

利用者をはじめとする障害者の地域との関係やそこでの役割をつくるとともに、そうした地域をつなげて広めるため、地域の住民、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関、相談機関、教育機関、公共交通機関、行政機関などとの連携を実践すること。

ア 関係をつくる

園周辺及び移行先の地域の住民、商店、病院、学校、公共交通機関、相談機関、市町村役場等と利用者の間で、日々のあいさつ、買い物、通院、困り事の相談などが当たり前にできるような顔の見える関係づくりを進めること。

イ 役割をつくる

障害者の地域における暮らしは、地域とのつながりの中で障害者を支える存在を増やすだけでなく、障害者の可能性を広げて、障害者が地域を支える存在となる必要があるため、地域の課題を把握し、それらの解消に資するような活動や、そのための場の創出に取り組むこと。

ウ 地域をつなげて広める

他の施設・事業所等と連携し、合同で地域との関係づくりや障害者の役割をつくる事業を実施するとともに、支援に対する考え方の職員同士の対話や振り返り、スーパービジョン（助言・指摘を受けて行動を修正する取組）や人材確保・定着・育成等に取り組むこと。

また、連携事例を発信するとともに、県への政策提案や市町村への情報共有をすること。

(3) 望みに寄り添う相談支援の実践

(ア) 生活支援との連動

直接支援に関わる職員とともに、暮らしに寄り添った相談支援を実践すること。

(イ) 科学的根拠に基づく当事者目線による相談支援の実践

科学的な福祉の研究の成果を生かして、意思決定支援を基礎とした当事者目線による相談支援を実践すること。

(ウ) 困り事の把握と橋渡し

地域の事業所や行政機関、医療機関等と連携し、地域の日中活動の場なども活用して障害者や家族等の困り事を把握し、適切な支援への橋渡しを行うこと。

(エ) 特定相談支援及び一般相談支援の実施

地域の相談支援を充実するため、地域の障害者が最適な障害福祉サービス等を受けられるよう、特定相談支援及び一般相談支援を実施すること。

特に、地域の複数の相談支援事業所と協働し、きめ細やかな相談支援体制の構築や相談支援の質の向上に取り組むこと。

(オ) 発達障害者相談支援の実施

神奈川県発達障害支援センターの相談機能を継続すること。

(カ) 地域生活移行後のフォローアップ（再掲）

利用者が地域生活移行した後に安心して暮らしていくよう、定期的なフォローアップを行い、必要に応じて短期入所の活用や再び地域で暮らせるようにするための期間を定め

た再入所の受入れも行いながら継続的な定着支援に取り組むこと。

(キ) 法人の取組や政策形成への反映

相談支援で把握した障害者等のニーズや地域課題等を法人の取組に反映するとともに、県への政策提案や市町村への情報共有など政策形成等に資する取組を行うこと。

また、地域生活で支援が必要な方に対する相談支援や地域の相談支援事業所への支援などへの発展も検討すること。

## 2 科学的な福祉の研究に基づく当事者目線の推進

### (1) 障害者的心身状態の見える化に関する研究

意思の表明が難しい障害者等の思いや身体の状態を理解し、望む暮らしを実現する上で有効な支援のあり方を明らかにするため、障害者的心身の状態を定量化し、見える化するための研究を推進すること。

### (2) 有効な支援のあり方に関する研究

障害者と支援者双方のウェルビーイングを向上させるため、障害者の健康維持管理や日中活動など、有効な支援のあり方に関する研究を推進すること。

### (3) 県の施策として実施すべき研究

県の施策として実施すべき研究を推進すること。

### (4) 当事者が参加する研究の推進と公正性の確保

障害当事者、その支援者や家族等が参加する研究の枠組みを積極的に取り入れ、障害当事者等の提案や現場の課題を研究テーマとし、障害当事者や現場職員等が一体となって研究プロジェクトを進め、その研究成果を実践に反映させる体制を確立すること。

また、研究成果の法人施設等における実践や社会への還元を含む一連のプロセスを明示して研究プロジェクトを推進するとともに、研究に対する倫理審査や評価の枠組みを確立し、研究の公正性を確保すること。

### (5) 研究成果の社会への還元

当事者目線の障害福祉を広めるため、大学等の教育研究機関や民間施設・事業所等と連携し、研究成果を現場での実践例とともに学生や職員の人材育成、地域への普及啓発に生かすこと。

また、県等の施策への反映や県を通じた国への要望などに活用するとともに、福祉に関する諸課題に対する研究成果の適用を推進し、県と連携して福祉全体の底上げを図ること。

## 3 当事者目線の支援を実践する人材の育成

### (1) 法人職員の育成

#### ア 基礎力や専門力を高める研修の実施

職員が業務を通じて自己実現を図ることのできるキャリアパスに基づき、外部機関とも連携して、当事者目線の支援を実践するために必要な基礎力や専門力を高める研修を実施すること。

また、新たな知識や先例にとらわれない柔軟な考え方を身につけるため、障害福祉分野に限らない様々な業種の企業等との交流に積極的に取り組むこと。

#### イ 現場における効果的な実践

研修の成果を現場で実践できるようにするための効果的なOJTや、職員が自らの支援を振り返り、見直すための気づきを与える仕組みを構築すること。

また、職員の意欲を高める自己研さんの仕組みを導入するとともに、課題の共有や支援の振り返りを行うため、民間施設・事業所等と職員交流等を行うこと。

## (2) 地域の施設・事業所等職員の育成

研修機関と連携し、計画的な人材育成が難しい民間施設・事業所等に対して、当事者目線の支援を実践する職員の育成に取り組むこと。

また、全国の施設・事業所等に当事者目線の支援を広めるため、法人の人材育成の体系や民間施設・事業所等との連携による実践例等の情報を発信するとともに、職員交流等に取り組むこと。

## 4 地域共生社会の実現に向けた普及啓発

地域の住民や事業所、大学、病院等に対して、法人の取組や当事者目線の障害福祉、科学的な福祉の研究及び当事者目線による実践の成果等の普及啓発を行い、地域における障害者に対する理解や地域とのつながりをつくる活動への参加を促進すること。

また、県の地域共生社会の実現に向けた取組に協力すること。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### 1 運営体制の確保

#### (1) 業務の引継ぎ

中井やまゆり園については、県から法人へ運営主体が変わることを踏まえて、利用者や家族等に寄り添い、県との間で丁寧に業務を引き継ぐことのできる体制を構築すること。

#### (2) 職員の計画的な確保と定着

法人の自主性及び実行性を高めるため、法人が直接雇用する職員の計画的な確保を進めるとともに、職員の定着に向けて魅力ある職場づくりを推進すること。

#### (3) 研究や人材育成等の業務実施体制の確保

研究や人材育成等の業務の効率的かつ効果的な実施体制を確保すること。

### 2 組織及び人事配置の適正な運用

利用者の地域生活移行の状況に応じて寮体制や職員配置の適正な運用に努めること。

### 3 その他P D C Aサイクルによる継続的な改善

#### (1) 適時適切な報告の仕組みの構築

利用者支援について、当事者目線で改善すべき、共有すべき事象を適時適切に把握し、多角的な視点から改善と成長を遂げるため、日頃の支援での好事例や気づき等、些細なことも報告され、また報告が評価される仕組みを構築し、P D C Aサイクルによる継続的な改善を図ること。

#### (2) 利用者及び職員の満足度の把握と反映

利用者や職員の満足度調査を実施し、その結果を科学的な福祉の研究を含む業務運営に活用すること。

#### (3) 組織マネジメントの強化

法人の理念や目的を達成するため、経営資源の戦略的な活用を図り、理事長中心の組織マネジメントを強化すること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 自己収入の確保

障害福祉サービス等報酬の改定に迅速かつ適切に対応し、新たな加算を獲得するなど、自己収入の確保に努めること。

また、科学的な福祉の研究や人材育成において、科学研究費補助金などの外部資金の獲得やその他の自己収入の確保に努めること。

## 2 経営資源の有効活用

財務運営の定期的な見直し、効率化を図ることにより、限りある経営資源の有効活用を徹底し、必要なサービスを維持しながらコストの削減に取り組むこと。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 施設設備の維持管理、リノベーションの実施

暮らしの場にふさわしい生活環境を維持するため、迅速・柔軟な修繕を行うこと。

また、安全安心な施設を実現するため、中長期の計画に基づく修繕を行うこと。

中長期の計画に基づき、利用者を管理するのではなく、利用者と職員が同じ空間で自然に接することのできる生活環境を実現するためのリノベーションを行うこと。

### 2 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告

支援や法人運営の見える化を図るため、障害当事者や学識者等で構成する第三者機関を設置し、定期的に支援や法人運営の状況を報告するとともに、その意見を反映するよう努めること。

また、家族会の運営への協力など、家族等に寄り添って適切な情報の提供とコミュニケーションを行うこと。

県との間で明確な公表・報告基準を作成し、当該基準に基づき適時適切に公表・報告を行うこと。

#### ＜目標値＞

- ・ 第三者機関への意見聴取 毎年度2回以上
- ・ 県との情報共有・意見交換 毎月1回以上

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### (提案理由)

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標について、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により提案するものであります。

## 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を定めることについて

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利を下記のとおり定めることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項及び地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第18条の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 土地

地番	地積 (平方メートル)	評価額 (円)	権利の種類
足柄上郡中井町境字才戸120-3	7,239.87		
足柄上郡中井町境字才戸124	2,068.89		
足柄上郡中井町境字才戸125	1,521.78		
足柄上郡中井町境字才戸126	1,652.73		
足柄上郡中井町境字才戸127	1,062.76		
足柄上郡中井町境字才戸128	1,143.03		
足柄上郡中井町境字才戸129	1,035.04		
足柄上郡中井町境字才戸131	415.68		
足柄上郡中井町境字才戸132	376.85		
足柄上郡中井町境字才戸133	204.24		
足柄上郡中井町境字才戸134	146.84		
足柄上郡中井町境字才戸135	1,052.77		
足柄上郡中井町境字才戸136-2	1,728.88		
足柄上郡中井町境字大塚212-2	125.95		
足柄上郡中井町境字大塚216	268.48		
足柄上郡中井町境字大塚217	386.68		
足柄上郡中井町境字大塚218	1,552.85		
足柄上郡中井町境字大塚219	1,206.97		
足柄上郡中井町境字大塚220-1	1,385.82		
足柄上郡中井町境字大塚221-1	624.08		
足柄上郡中井町境字大塚223-11	261.22		
足柄上郡中井町境字大塚232	2,324.18		
足柄上郡中井町境字大塚234	945.68		
足柄上郡中井町境字大塚235	1,575.98		
足柄上郡中井町境字大塚236	215.00		
足柄上郡中井町境字東大塚237	112.00		
足柄上郡中井町境字東大塚238	794.00		
足柄上郡中井町境字東大塚239	1,570.00		
		412,000,000	所有権

## 2 建物

名称	所在地	延床面積 (平方メートル)	評価額 (円)	権利の種類
居住棟	足柄上郡中井町境218	4,641.09	850,000,000	所有権
管理棟	同	1,820.04	510,000,000	
中井やまゆり園公舎	同	481.78	31,300,000	
地域サービス棟	同	477.08	71,000,000	
作業棟	同	420.15	1	
強度行動障害専用棟	同	419.40	68,000,000	
講堂	同	366.07	54,000,000	
医療棟	同	288.26	65,000,000	
渡廊下（Ⅱ期）	同	274.70	36,100,000	
渡廊下（Ⅰ期）	同	108.31	18,600,000	
車庫	同	71.50	8,200,000	
グランド便所	同	16.00	2,650,000	
ポンプ室	同	10.00	5,400,000	

令和7年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### (提案理由)

地方独立行政法人法第66条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に承継させる権利について、所要の定めをしたいので提案するものであります。





